



「鳩の森」5周年 リニューアルしました！

こんにちは。お世話になっております。「鳩の森」編集長の熊谷です。
この鳩の森は今号で20号となりました。
年4回のペースで発行しているので、6年目に入りました。
これまでご愛顧ありがとうございます。そして、これからはますますパワーアップしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。
20号を良い区切りとして、紙面のリニューアルをしました。
ご感想などお気軽にお寄せいただけますと、とても嬉しいです。

お見舞い

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
一時は楽観的な見方もありましたが、首都圏でも感染者が激増し早期の終息が見込めない状況となってしまいました。
感染の拡大に伴い、経営に影響を受けた方には心配な状況が続いております。
企業への影響を緩和するための支援策が政府により講じられています。
中小企業に対する融資制度の情報を次のページにまとめましたので、ご活用ください。

Contents

- 「鳩の森」5周年 リニューアルしました！
- 新型コロナウイルスに関する資金繰り支援制度の紹介
- 結婚式場を決めるまで
- 羽田空港の入管を見学しました
- 編集後記



新型コロナウイルスに関する資金繰り支援制度の紹介

(熊谷)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、政府の中小企業の資金繰り支援制度が公表されています。中小企業対象の代表的な2つの制度の概要をご紹介します。

日本政策金融公庫の

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

令和2年3月19日現在

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化し、最近1カ月の売上高が前年同期比5%以上減少、かつ中長期的に業況が回復することが見込まれる方
融資限度額	6,000万円（既存の公庫融資とは別枠）
利率（年）	基準利率（3月現在1.36%～） ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率
返済期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 または日本政策金融公庫の各支店

※創業後3ヵ月未満の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資は利用できません。（通常の創業融資制度を利用することになります）

<無利子化・利子補給について>

新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」とされています。

融資後は、利息も含め公庫に返済しますが、低減した利率の利息部分について利子補給の制度があり、利子補給を受けることで、**当初3年間は**実質的に無利子となります。補給対象上限：3,000万円

利子補給の対象となる条件

(小規模事業者) 個人事業：要件なし
法人：売上高▲15%以上
(中小企業者) 個人・法人：売上高▲20%以上
※小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「従業員5名以下の企業」、それ以外の業種は「従業員20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

注意事項

- 融資を受けられた方でも、上記の利子補給の要件を満たさない場合は、利子補給がなく、実質無利子とはなりません。
- 利子補給（実質無利子）は借入後3年間だけです。4年目以降は利子補給がありません。

信用保証協会

【セーフティネット保証】（4号、5号）の概要

令和2年3月23日現在

対象となる中小企業者	大規模な経済危機等により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、事業所の所在地の市区町村の認定を受けた企業 ● 最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少（セーフティネット保証4号） ● 最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少（セーフティネット保証5号） ※ 業種限定 対象業種は以下で確認 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
利用方法	1. 事業所の所在地の市区町村の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受ける。 2. 希望の金融機関または所在地の信用保証協会にて認定書を持参し、保証付き融資を申し込む ※ 融資・保証には審査があります。

上記は令和2年3月現在の情報です。最新情報や詳細は以下をご確認ください。

「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」

で検索

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

結婚式場を決めるまで

(木下)

鳩の森第19号(2020年1月号)でもご報告したのですが、私、昨年結婚(入籍)しました。そして、今年結婚式をするべく動き出しました。

2月に結婚式場見学をしてきまして、初めての経験でなかなか面白かったので記事にまとめてみました。

私たち夫婦はそれぞれ初婚でして、結婚式をするといった時に何から始めたらいいのかわからず、まずは結婚式場選びでしょ!と情報誌やサイトを見てみたのですが、なんとなく選びきれずにおりまして。そんな最中に、某有名結婚情報誌が相談窓口を設置していることを知り、最寄りの窓口に行きました。

相談窓口の申し込みとして、まずはサイトでアンケートに回答しました。アンケートの内容は、結婚式をする希望の時期、来賓は何人くらいか、式はキリスト式・教会・神前・人前のどれがいいか、結婚式のイメージ写真を見てどんな形式がいいか等がありました。内心「こういうのがわからないから相談に行きたいのに…」とかぼやきつつも、相談を受ける側も何も情報がないところからアドバイスはできないよなと思い、なんとなくこんな感じ?という程度で回答しました。

いざ相談窓口に行きました。先に回答したアンケー



トの内容に沿って質問の受け答えをしていながら、式までのスケジュールや決め事の内容といったお話が聞けて、結婚式が少しイメージできました。そして、2か所の結婚式場を紹介してもらい、見学することになりました。

2か所の結婚式場見学は同じ流れで進められました。

まずは、当日の動線の説明を聞きながら、親族待合室、化粧室、写真室、洋式・和式の式場、パターンの異なるいくつかの披露宴会場と案内してもらいました。

次に、披露宴のときに振る舞われるお料理の試食をしました。試食と聞いて、一口サイズのをちょっと味わうくらいかと思いきや、メインディッシュが一皿まるっと出てきた式場もありました。試食で満腹になるとは思っておらず驚きました。

そして、実際に見学をして自分たちの希望を伝えた上で見積りが提示されました。結婚式の内容を知った上で提示された見積りの内訳はなかなか面白かったです。総額数百万の内訳で、これにこんなに掛かるのか!と知ることができました。

相談窓口のご担当者さんが言うには、結婚式場を決めるまでの見学件数は平均で2~3件程度とのこと、見学する前はそんな少なくて決まるのかな?と思っていたのですが、1件目2件目と行くうちに、自分たちの希望が明確化されてきて比較・検討をもって選択できました。実は相談窓口に行く前に1か所見学していて、ここがいいかもと思っていた場所に決めました。何も知らないでここがいいと言っても決めるきっかけや根拠がなかったのですが、紹介してもらった結婚式場2件見学することで納得して決めることができました。



羽田空港の入管を見学しました

(石橋)

私は行政書士会渋谷支部に所属しているのですが、先日、その支部の研修の一環で、入管の羽田空港支局の見学に行ってきました。

当日は羽田空港の国際線のターミナルで担当者の方と待ち合わせをし、関係者以外立ち入り禁止の扉をくぐり、内部に潜入です。

研修室に荷物を置き、まずは1時間ほど掛けて空港内を見学しました。

通常の日本人なら入ることのできない外国人の入国審査の現場を拝見し、現役の審査官から入国する外国人がどのような審査を受け、在留カードの発行を受けるのかなどについてお伺いすることができました。



その後は研修室に戻り、パスポート・在留カードに採用されている技術や偽装を見破る方法などについてのレクチャーです。

パスポートの写真が本人なのかどうか見分けるには、目じりから水平に線を引き、耳の位置がどこにあるかで判断することが多いそうです。

顔全体を見るのではなくパーツとパーツの位置関係などが重要とのこと。

他では聞けないとても貴重な話を伺うことができました。

2時間弱の見学でしたが、密度の濃い時間でとても勉強になりました。

たまにはこうした大人の社会科見学のようなこともいいですね。

編集後記

今回の「鳩の森」はいかがでしたか？

20号記念ということで紙面も大幅にリニューアルしました。

心機一転、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

春になり、暖かな気候で気分が晴れやかになる時期、のはずでしたが、今年はコロナショックの影響でいろいろと後ろ向きな話題が多くなってしまっています。

そんな中、少しでも晴れやかな気持ちになっていただけたらと、新婚の木下から明るく前向きな話題をお届けしました。おめでとう！

式場選んで楽しいはずですが、ちょっとボヤキも入っているところが、(たぶん)新婦とはまた違った男性目線で、面白いなと思いました。

(熊谷)

ハイク行政書士法人

建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業
廃棄物収集運搬業など各種許認可申請

外国人の在留資格(ビザ)の取得・更新・
変更手続き

会社・一般社団法人の設立手続き

NPO法人の設立手続き

発行：ハイク行政書士法人

担当：石橋・熊谷・木下

東京都渋谷区代々木 2-5-1

羽田ビル 705

電話：0120-189-819

営業時間：平日 10時～19時